

第37号議案

中間市参与の設置等に関する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月12日提出

中間市長 福田 浩

中間市参与の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する参与の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市政の円滑かつ効率的な運営を図るため、本市に参与を置くことができる。

(職務)

第3条 参与は、本市の重要な施策及び事業について、市長の求めに応じ、専門的かつ技術的な助言又は提案を行うものとする。

(委嘱)

第4条 参与は、市政に関し識見又は経験を有する者のうちから、議会の同意を得て、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 参与の任期は、1年を超えない範囲内で市長が別に定める期間とする。

2 市長は、特別の事由があるときは、前項の任期中においてもこれを解嘱することができる。

3 参与は、再任されることができる。

(報酬)

第6条 参与の報酬の額は、中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）別表第2の規定により、予算に定められた額とする。

2 前項の規定により参与が受ける報酬の支給条件及び支給方法については、中間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年中間市条例第25号）第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

(旅費)

第7条 参与が公務のため出張するときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、中間市特別職職員の旅費に関する条例（昭和26年中間市条例第21号）別表に定める額とする。

3 前2項の規定により参与が受ける旅費の支給条件及び支給方法については、一般職職員の例による。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。